	事業用	288,770,976	茨城県那珂郡東海村、茨城県東茨城郡大洗町	・「日本原子力研究開発機構の改革計画」（平成25年９月26日策定）に対応した「日本原子力研究開発機構改革報告書」（平成26年９月30日策定）において、具体的な廃止措置計画を策定し、廃止措置を進めていくことを決定した施設について、減損の兆候が認められたものです。なお、施設が廃止されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。
構築物	事業用	33,753,198	茨城県那珂郡東海村、茨城県東茨城郡大洗町	・「日本原子力研究開発機構の改革計画」（平成25年９月26日策定）に対応した「日本原子力研究開発機構改革報告書」（平成26年９月30日策定）において、具体的な廃止措置計画を策定し、廃止措置を進めていくことを決定した施設について、減損の兆候が認められたものです。なお、施設が廃止されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。
工具・器具・備品	事業用	8,633,625	茨城県那珂郡東海村	・「日本原子力研究開発機構の改革計画」（平成25年９月26日策定）に対応した「日本原子力研究開発機構改革報告書」（平成26年９月30日策定）において、具体的な廃止措置計画を策定し、廃止措置を進めていくことを決定した施設について、減損の兆候が認められたものです。なお、施設が廃止されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。
機械・装置	事業用	97,891,672	茨城県那珂郡東海村、茨城県東茨城郡大洗町	・「日本原子力研究開発機構の改革計画」（平成25年９月26日策定）に対応した「日本原子力研究開発機構改革報告書」（平成26年９月30日策定）において、具体的な廃止措置計画を策定し、廃止措置を進めていくことを決定した施設について、減損の兆候が認められたものです。なお、施設が廃止されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。
		33,611,206	福井県敦賀市	・更新することを決定したプラント制御設備等について、減損の兆候が認められたものです。なお、同設備については、更新するまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。
装荷核燃料	事業用	5,813,340,833	茨城県那珂郡東海村	・核安全保障サミット（平成26年３月24日）において米国から提供されている核物質を返還することについて、日米による共同声明が発表されたことから、減損の兆候が認められたものです。なお、核物質が返還されるまでは引き続き使用し、現に期末時点において使用しているため、減損を認識しておりません。

８．資産除去債務に関する事項

⑴　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に定められている事業及び施設の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務、及びあらかじめ主務大臣への届出・認可の義務に基づき、中期計画の定める範囲において、廃止措置を完了する建物等の撤去費用等を見積り、資産除去債務を計上しております。なお、本見積額は建物等の解体撤去までの費用となり、最終処理・処分までの費用を含んでいるものではありません。

②　労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びに石綿障害予防規則に基づき、建物等解体時のアスベスト除去費用等を見積り、資産除去債務を計上しております。

③　労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づき、建物等解体時のダイオキシン除去費用等を見積り、資産除去債務を計上しております。

④　労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びにＰＣＢ特別措置法に基づき、ＰＣＢ含有機器の処分費用等を見積り、資産除去債務を計上しております。

⑤　事業等用地の賃貸借契約等に基づく退去時の原状回復義務を見積り、資産除去債務を計上しております。

⑥　鉱業法等に定められている鉱山の休閉山において講ずべき鉱害防止等の義務につき、閉山措置に係る費用を見積もり、資産除去債務を計上しております。

⑦　上記①から⑥の資産除去債務の見積りに当たり、支出までの見込期間は当該資産の取得時から供用終了予定期間（３年～34年）までによっており、割引率は見積り時の長期国債利廻率を採用しております。

⑧　当該年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,312,496,999円
時の経過による調整額	10,771,837円
見積りの変更に伴う増加額	68,284,737円
資産除去債務の履行による減少額	614,724,442円
期末残高	776,829,131円

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びにＰＣＢ特別措置法に定められているＰＣＢの適正な処理の義務につき、国内におけるＰＣＢ含有機器の処理体制が一部整備されたことに伴い、債務額を合理的に見積もることが出来るようになったため、資産除去債務の見積もりの変更を行っております。

また、労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びに石綿障害予防規則に定められているアスベスト除去に係る義務につき、新たにアスベストの使用が認められた範囲について見積もりの変更を行っております。

⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

①　「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に定められている事業の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務、及びあらかじめ主務大臣への届出・認可の義務に基づき、施設の廃止等に係る債務を有しておりますが、これら施設の廃止措置の時期や計画については、主務大臣の認可が必要であり当機構のみの判断で決定することはできません。また、廃止措置に関する解体・撤去等の方法については研究開発途上段階にあり技術的に確立されているものではないことから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積ることができないため、⑴①で記載しているものを除き当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

②　事業等用地の賃貸借契約や立地地域との協定等に基づく事業終了時又は退去時の建物等の原状回復義務を有しておりますが、現時点において原状回復に係る具体的な範囲及び方法が必ずしも明確でないこと、及び当該資産を使用する事業の終了予定はなく使用期間が明確ではないことから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積ることができないため、⑴⑤で記載しているものを除き当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。